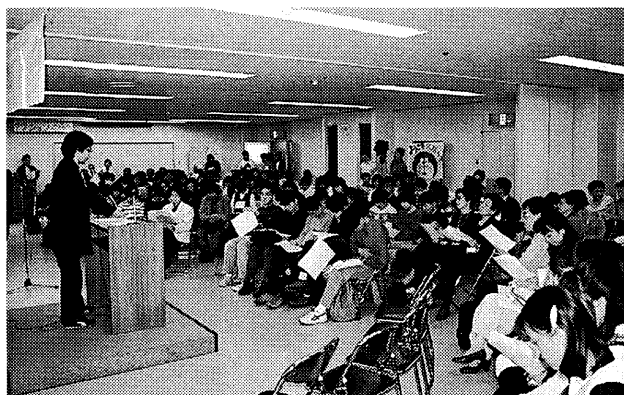


日本政府に対する 「総括所見」について

子どもの権利条約フォーラム '96実行委員会



「子どもの権利条約フォーラム」は、子どもの権利条約の普及・実施に関心を持ち、取り組みを行なっている個人・団体が一同に会し、情報交換や経験交流を通じておたがいを高め合っていくことを目的として、1992年より、毎年11月に開催されてきました。

1995年と1996年の2度にわたるフォーラムでは、いずれも「子どもの権利条約の実施状況の市民レベルでの検証」が基調テーマに選ばれています。これは、日本が条約を批准したことにとともに、今後の取り組みの焦点が、条約の実施を進めていくことと、その実施状況を監視していくことに移ったことを踏まえたものです。そのためには、関心を持つ個人・団体が、条約の普及状況や実施状況を独自に検証していく必要があります。国内・国際の垣根を超えて、さまざまな分野で取り組みを続ける個人・団体が集まるフォーラムは、そのための格好の場として位置づけられてきました。

この検証の取り組みは、また、各国における実施状況の監視を担う「国連・子どもの権利委員会」の活動とも連携するものでなければなりません。フォーラムで行なった「市民レベルでの検証」の成果を、委員会に提供されるNGOレポートの内容に反映していくことも、そういう連携のあり方のひとつです。

しかし、国連・子どもの権利委員会がどのように各国の報告を審査しているのか、審査の中でどのような議論を行なっているのかは、必ずしも広

く知られているわけではありません。そこで、「子どもの権利条約フォーラム'96」では、シミュレーション「模擬・国連子どもの権利委員会」を開催することにしました。これは、各国の報告はどういう手続きで審査されるのか、日本の政府報告が審査される場合にはどういう点が問題になるかを、わかりやすい形で提示しようとしたものです。

国連・子どもの権利委員会は、各国の報告を審査したあとに、必ず「総括所見」を採択して、問題点を指摘したり、改善すべき点について提案・勧告を行なったりしています。そこで、「子どもの権利条約フォーラム'96」でも、「模擬・国連子どもの権利委員会」を開催するとともに、フォーラムとしての「総括所見」を採択することにしました。

この「総括所見」(23～25ページ参照)は、国連・子どもの権利委員会が採択する総括所見の形式や内容がある程度は踏まえていますが、日本の市民・NGOの期待や要求を考えて、1998年にも出されることが予想される総括所見よりも、もっと具体的なものにしてあります。本来は、もう少し一般的で抽象的な表現になっていることが普通です。また、スペースの問題もありますので、実際の委員会であれば前向きに評価するだろう点についてもほとんど言及していません。

なお、少年司法問題を始めとして、時間等の関係で今回のフォーラムであまり議論されなかった問題についても省略してあります。

模擬・国連子どもの権利委員会 日本政府に対する「総括所見」

子どもの権利条約フォーラム '96

1996年11月10日

1996年11月9日（土）～10日（日）にかけて大阪で開かれた「子どもの権利条約フォーラム '96」の参加者は、日本で国連・子どもの権利条約を十分に活かし、子どもたちをとりまく状況をよりよいものにしていくために、「模擬・国連子どもの権利委員会」を開催し、日本政府に対して以下の「総括所見」を採択した。

1 序

「子どもの権利条約フォーラム '96」の参加者は、日本政府が、ほぼ期日通りに国連・子どもの権利委員会への第1回報告を提出したことを評価する。また、報告作成の過程で、NGO（非政府組織）から意見を聴く機会を持ったことについても評価する。しかし、その報告の大部分が法律や制度の紹介に留まっており、子どもたちの実態、条約を実現していく上での問題点、今後の課題などについての自己批判的な分析・検討が見られないことは、残念である。

2 法改正・制度改革

日本政府は、条約の内容を非常に消極的・限定的にとらえ、学界、弁護士会、市民・NGOなどから法改正や制度改革の要求がたくさん出されてきたにも関わらず、そうした声にほとんど応えていない。条約を積極的に活かしていくという観点に立って、必要な法改正や制度改革を進めていくべきである。少なくとも、以下の点については条約との矛盾が明らかであり、早急に対応する必要がある。

- －婚外子に対する法律上の差別の撤廃
- －無国籍の全面的防止
- －外国人に対して差別的な扱いをしている法律および制度の見直しまたは撤廃
- －懲戒処分の際に、当事者である生徒の弁明

の機会を必ず保障するよう、法律または規則などで明記すること

－国内外を問わず、18歳未満の子どもに対する性的搾取の全面的禁止

現在行なわれている民法や児童福祉法の改正作業でも、条約の趣旨と規定を十分に考慮に入れることが必要である。

3 実施機関・監視機関

子どもの権利に関わる問題に総合的な視点で取り組んでいけるよう、推進本部などのような形で、条約の実施に関わるすべての機関が参加する、政策調整・条約実施のための機関を設置するべきである。そのような機関が、子どもの権利の問題に関心を持つ市民・NGOとの協議の機会を、定期的に持つようにも提案する。

また、子どもたちの権利が侵害されていないかをきちんと監視できるようにするため、子どもオンブズパーソンのような、行政から独立した監視機関を設置すべきである。

4 広報・研修

条約第42条の規定にも関わらず、条約はまだまだ十分に浸透していない。とくに、権利の主体である子どもたちに対し、条約の内容が十分に伝わっていないという現実がある。条約の内容をおとなに対しても子どもに対しても広く知らせるための取り組みを、さらに積極的に行なうべきである。とくに子どもたちに対する広報は、条約の内容が十分にわかり、実際に権利を行使することができるような形で進めていかなければならない。「国連人権教育の10年」の精神も踏まえ、条約学習をカリキュラムの中に組み入れるなどの条件整備も進めていく必要がある。

子どもとともにまたは子どものために働いている専門職グループ（教員、児童福祉関係者、警察官など）への教育・研修も、さらに進められなければならない。

5 差別の禁止

条約第2条が差別のない状態を「確保する」ことを政府に対して求めているにも関わらず、婚外子、被差別部落出身者、在日コリアンを含む外国人、障害を持った子ども、先住民を含むその他のマイノリティ、女性などに対して、さ

まざまな差別が実態として存在している。政府は、このような差別がなくなるよう、法改正や積極的是正措置（アファーマティブ・アクション）の導入を始めとする、充分な対策をとるべきである。また、条約第29条の規定を踏まえ、多文化共生や人権尊重の理念を基盤とした教育や啓発措置も進めていかなければならない。

とりわけ、在日コリアンを含む外国人への差別に関しては、法律、制度、政策のあり方を含めて、外国人を管理の対象として扱うのではなく、人権を充分に保障するという観点から、総合的な見直しを行なう必要がある。教育、保健、社会保障といった基本的なサービスにアクセスする権利は、国籍、民族、学校制度を始めとするいかなる種類の差別もなく、積極的に保障されるべきである。同時に、自己の言語による教育を保障することを始めとして、子どもが自分のアイデンティティを充分に保持できるようにしなければならない。外国人に対する暴力やいやがらせについても、このような事件が起こらないよう、あらゆる必要な措置をとる必要がある。

6 子どもの最善の利益

子どもに関わるすべての活動において子どもの最善の利益が第一次的に考慮されなければならないという条約第3条の規定を、法律、規則、行政手続などにもっと明確に反映させるべきである。また、この規定が確実に実行されるようにするため、子どもの権利を実効的に支える法的援助その他のサービスが、子どもの意見の尊重の原則も踏まえて保障されなければならない。

また、行政レベルで行なわれるあらゆる決定、予算を始めとする経済政策の決定、国際協力の実行などにあっても、子どもの最善の利益が最優先に考慮されなければならない。現在進められている財政緊縮、規制緩和、民営化、地方分権化などの施策においても、子どもの最善の利益の原則に照らした充分な検討が行なわれるべきである。

7 子どもの意見の尊重／子どもの参加

学校や社会において、子どもたちはまだまだ権利行使の主体としては認められていない。家庭・学校・施設・社会などで、子どもたちがさ

まざまな問題について自由に意見を表明し、その意見が尊重され、日常の運営や意思決定に子どもが積極的に参加できるようにするため、自治体の間で広がりつつある「子ども議会」の開催、各種の審議会に対する子どもの参加などの試みなどの仕組みづくりに、政府は積極的に取り組むべきである。子どもを対等なパートナーとして認め、その意見が尊重されるような態度を一般的なものにするための啓発措置にも力を入れなければならない。

また、子どもの表現・情報の自由や結社・集会の自由などの市民的権利を侵害するような校則は、見直されるべきである。子どもがのびのびと意見を表明できるようにするためにも、子どものプライバシーへの権利を尊重するためにも、内申書を子ども本人に開示する方向で検討を進めなければならない。

過度の受験競争、暗記偏重教育を始めとして、教育制度や授業のあり方そのものも、さらに見直されるべきである。

8 不登校／さまざまな形態での学習権の保障

これほど多くの子どもたちが不登校になっているということは、学校のあり方に大きな問題があることを示唆している。政府には、子どもたちが安心して通える学校を維持する責任があることを踏まえ、子どもの権利が充分に保障されるよう、学校のあり方を総合的に見直すべきである。不登校の子どもに対し、通学するようプレッシャーをかけたり、卒業させないといった脅しが行なわれないよう、教育現場に対する指導も徹底させなければならない。

さらに、子どもたちが、公教育制度以外の方法でも教育への権利を享受できるような取り組みを進めるべきである。

9 子どもに対する暴力

教師による体罰は、死者を出すほどに深刻な状況を引き起こしている。子どもに対する身体的・精神的暴力は、教師によるものか親によるものかを問わず、法律ではっきりと禁止すべきである。とくに、教師による身体的・精神的暴力をなくすために、異議申立て手続の整備を始めとする、効果的な措置がとられなければならない。また、教師による暴力を容認する風潮をなくすために、積極的な啓発措置をとるべきで

ある。

同時に、親による暴力や虐待を防止するために、効果的な相談態勢の確立、CAP（児童虐待防止）プログラムなどの導入を始めとする、あらゆる必要な取り組みを行なうべきである。

10 いじめ

危機的な状況に達しているいじめ問題を解決するために、子どもが安心して相談でき、きちんと守られるような仕組みの確立を始めとして、あらゆる可能な取り組みを最優先課題として行なうべきである。いじめの加害者に対しても、適切な援助が提供されなければならない。さらに、いじめ対策のための総合的なプログラムを整備するとともに、それに基づいて、教員やカウンセラーを始めとする関係者への研修を積極的に行なっていくべきである。

11 家族環境・代替的養護

現在進められている「エンゼルプラン」にともなう国レベル・自治体レベルの施策の中に、子どもの権利条約に掲げられたものを始めとするさまざまな子どもの権利を保障するという趣旨、とくに差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重の原則を盛りこむべきである。

また、ひとり親家庭を始めとする、とくに困難な状況にある家族への援助を充実させなければならない。長時間労働や単身赴任に象徴されるような、親とともに過ごす時間や権利を子どもから奪う企業社会のあり方に関しても、根本的に見直すべきである。

家族とともに過ごすことができない子どもに対しては、可能なかぎり家族的な環境のもとで過ごすことができるよう、里親の奨励を始めとする取り組みを行なうべきである。そのような子どもが過ごす施設に関しても、最低基準の向上、施設内における人権侵害の防止など、子どもの権利を保障するための十分な措置をとらなければならない。

12 コミュニティ／文化政策

子どもの権利を保障する上でコミュニティ（地域社会）が果たしうる重要な役割を踏まえ、コミュニティのあり方に関する活発な議論を奨励すべきである。

さらに、条約第31条に規定された休息・余暇への権利、遊びの権利、文化的・芸術的活動にアクセスする権利を実現するため、文化政策や教育政策の総合的な見直しを行ない、子どもたちがこれらの権利を享受するための時間、場所、施設などを確保できるよう、条件整備を進めていくべきである。

13 国際協力

日本の国際援助は、ODA（政府開発援助）の額は多くても、実際には、援助を最も必要としている子どもたちに届いていない場合が多い。ODAの20%を子どもたちのために配分することを始めとして、援助が本当に子どもたちの役に立つような方向で、援助政策の見直しをするべきである。また、貿易活動についても、アジアの児童労働の問題を始めとして、開発途上国の子どもたちが直面している問題の解決に貢献するようなあり方を模索していかなければならない。

14 政府報告の審査に関する対応

日本政府が国連・子どもの権利委員会に提出した報告は、委員会の期待や要請に対してなお不十分であり、さらに追加情報を提出すべきである。また、政府報告、追加情報、委員会の質問リストに対する文書回答を始めとする資料は、子どもの権利に関する活発な議論の素材とするために、積極的なやり方で公開・普及されなければならない。

同様に、審査の議事録や委員会が採択した総括所見についても、その内容および結果を速やかに国会に報告し、国内的措置を講ずるとともに、広く一般に公開・普及すべきである。

1997年2月3日、外務省人権難民課に提出

出会いのセッション

評価

とてもよかった	12
よかった	33
ふつう	7
わるかった	1
とてもわるかった	0
評価なし	1

感想・参加者の問題意識も色々で、整理するのがむづかしい。

- ・色々な出会いができて楽しかった。
- ・はじめに入っていた時、大多数の方がかたい顔をしていたので「みんな不安なのかな?」と思い、かえって楽になった。
- ・初対面の人とのbreak the iceの方法としてとても参考になった。
- ・様々な立場から子どもの権利がおかれている状況など意見交換をすることができた。
- ・おとなの人とか幅広い人たちがふれあうことができてよかった。
- ・あとの活動への関連が不明。

全 体 会

〈わかりやすかったですか?〉

評価

とてもよくわかった	18
よくわかった	38
ふつう	17
わかりにくかった	3
とてもむづかしかった	0
無記入	52

〈おもしろかったですか?〉

評価

とてもおもしろかった	30
おもしろかった	33
ふつう	6
あまりおもしろくなかった	5
ちっともおもしろくなかった	1
無記入	53

感想・知識が乏しかったので、何をやっているのか最初わからなかった。もう少し説明があれば。

- ・シナリオがほしい。やってみたい。
- ・ときどき演技している人の本音が入っていておもしろかった。国側を演じている人が、実際の場面でああいう対応をされているのだと理解した。
- ・イメージはつかめた。でも子どもにはむづかしいかも。



- ・ボルボ委員の説明が視聴者にもよくわかった。質問内容を前にパネルを用意するなど、どういった議論中なのかよく把握できた。
- ・いつも知らないところで何かが起こっていると思っていたので、ちょっとだけ何が起こっているのかわかった。
- ・こういうものをもっと各地でやってみたらいいと思う。条約のPRにもなるし、国の行政への取り組みが明らかになると思う。
- ・流れがよくわかった。想像していたよりもおもしろい。



- ・ドラマとしておもしろいが、個別の問題の具体的な解決にどこまで役立つか疑問がある。
- ・このような機会がなければ、子ども委員会の形式を知ることができなかったのも、とてもよかった。
- ・基礎知識、予備知識が要求された。

課題別分科会

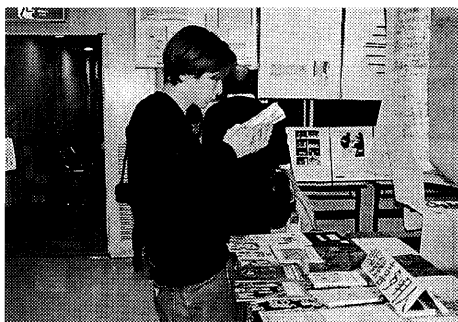
〈第1分科会 おもしろい学校1〉

評価

とてもよかった	8
よかった	14
ふつう	4
わるかった	0
とてもわるかった	0
無記入	1

感想・まったく分野のちがう現場の先生の話がきけたのがよかった。

- ・内容としては短時間にもかかわらず、とても有意義なものでした。
- ・時間がなさすぎる。これなら更に3つの分科会にした方がいい。すべての企画が全部サワリのみで、深められないのが残念です。でも話はおもしろかった。
- ・紹介に終わってしまった。



子どもの権利条約の関連書籍を読む
〈展示コーナー〉

〈第2分科会 おもしろいフリースクール〉

評価

とてもよかった	2
よかった	14
ふつう	5
わるかった	1
とてもわるかった	2
無記入	1

感想・報告者の人選がよかった。気づきができた。うれしい。

- ・実際に学校に行かないことを選択した子どもさんの言葉胸にしました。
- ・参加者は互いに理解しようという気持ち

できているのに、司会の方は「フリースクールを認めてほしい」の主張のみで話し合いになっていなかった。質問にも返事になってない返事ばかりで、せっかく質問しても攻撃されてるようで、非常にかわいそうだった。フリースクールに関して私自身は認める立場にあるのだが、あのように具体的な行動計画の提案の内容がない会議などする必要がない。遠方から参加された方のことを考えるととても残念だった。

- ・フリースクールvs.学校という二項対立にしてしまうのはどうも…。



盛況の書籍販売コーナー

〈第3分科会 おもしろいまちづくり〉

評価

とてもよかった	2
よかった	2
ふつう	3
わるかった	0
とてもわるかった	0

感想・もう少し深く話を聞けたら。

- ・まちづくりという表題と内容が合致していなかった。まちづくりを人づくりのネットワークから考えていかなければいけないと思うが、人づくりの報告だけで終わってしまった。

〈第4分科会 子どもの心とからだの癒し〉

評価

とてもよかった	13
よかった	10
ふつう	2
わるかった	1
とてもわるかった	0
無記入	1

- 感想・来て、学んで、ずいぶん力がついた感じがです。本当に良かったと感謝している。
- ・子どもの「ちから」をひきだすということで（ダメ、ダメでなく）、性教育に役立てていきたい。
 - ・CAPのことが少しわかりかけてきたところで終わってしまった。

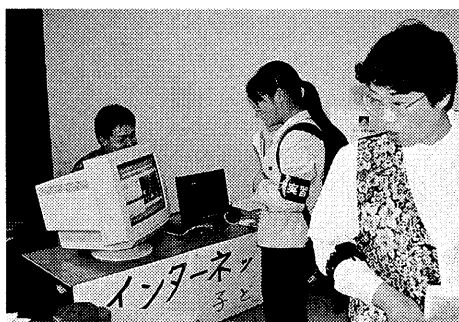
〈第5分科会 おもしろい学校2〉

評価

とてもよかった	10
よかった	4
ふつう	3
わるかった	1
とてもわるかった	0
無記入	1

- 感想・「5年生のクラス」民族学級の体験がショッキング

- ・「共生を考えるには自立がまず第一」という金相文さんの意見が印象的
- ・民族学級を始めて知った。日本の文化とは、を考えていきたい。



インターネットでもフォーラムの情報を発進
〈展示コーナー〉

〈第6分科会 おもしろいお役所〉

評価

とてもよかった	4
よかった	8
ふつう	2
わるかった	0
とてもわるかった	0

- 感想・行政だけでなく、市民活動、子どもの活動のどれが欠けても行政として動いてくれないことを実感した。
- ・教育委員会の人の明るさや積極性がかいま

見れてよかった。行政も捨てたものじゃない、がんばっているな、とうれしい。都道府県レベルでの運動に拡大していくとすばらしいな。

- ・「おもしろいフリースクール」に比べて「教育（学校・行政）」側もいろいろ考えているのが手にとるようにわかった。



物品の販売もありました〈展示コーナー〉

〈第7分科会 多文化・マイノリティの子どもたち〉

⑦評価

とてもよかった	3
よかった	9
ふつう	10
わるかった	0
とてもわるかった	0
無記入	3

- 感想・各地での取り組みに関わる人たちの思いや息づかいが伝わってくる報告がとてもよかった。

- ・マイノリティの周囲をとりまく環境を教育によって改善できたらと、強く感じると同時に、自分に何ができるかを考えると心許ない。

〈第8分科会 南の国の子どもたちと私たち〉

評価

とてもよかった	5
よかった	13
ふつう	5
わるかった	0
とてもわるかった	0
無記入	2

- 感想・世界から見られている日本の立場がわかった。

- ・南北の構造、それ以上につくられた男・女

に対する概念やものを介してのコミュニケーションしかできない日本社会のことを改めて考え、結局はその延長線上にこの問題があると思った。

- ・どうすれば問題解決につながるか難しい。

〈第9分科会 政府報告書について〉

評価

とてもよかった	2
よかった	6
ふつう	1
わるかった	0
とてもわるかった	0
無記入	1

感想・流れ、概論がわかったが、私自身が地域の中で活動していないので、受け身で積極的に参加できなかった。

- ・論議に偏りを感じたが、政府報告書をきっかけに、現在・過去を整理し、未来への方向を見つけるチャンスにできると実感した。
- ・なかなかよくまとまった報告だった。

〈第10分科会 子どもアクション広場〉

評価

とてもよかった	0
よかった	4
ふつう	2
わるかった	0
とてもわるかった	0

感想・色々な子どもたちが主体的にがんばっているのが伝わってきてよかった。

- ・色々なところから色々な人が来ていると思った。



1日目夜の交流会

どこで知ったか？

- ・新聞…13（朝日10、解放…1）
- ・過去のフォーラムに参加…5
- ・ちらし…39

（国際子ども権利センター…9、組合…4、とよなか国際交流協会…3、大学…3、DM…3、講座…2、子ども情報研究センター、エクパット、地域国際交流協会、CFFC、『はらっぱ』弁護士会、川西市…各1）

- ・実行委員構成団体会員…32

（国際子ども権利センター…10、子どもの権利条約ネットワーク…5、エクパット…3、在日コリアン人権協会…3、組合…2、在日韓国民主人権協議会、子ども情報研究センター、とよなか国際交流協会、JHC、子ども会議、ヒューマンボイス…各1）

- ・友人から…24
- ・無記入…7
- ・その他…18

（ゼミ・大学・先生…4、『はらっぱ』を見て…3、職場・組合…3、など）



子どもの手づくりテレカも販売

朝日小学生新聞

発行所 朝日学生新聞社
〒100 東京都千代田区千代田 3-3-3 朝日新聞ビル2F
(代表) 3845 5221
(編集) 3845 5222
(営業) 3845 5227
(経理) 3845 5227
〒585 大阪府大阪市東淀川区西淀川 2-2-4
3845 5225・6・7・8
〒500 岐阜県岐阜市南大町 200 3853
1か月1540円 (税別) 1人1名
〒9700 福島県福島市本町1丁目1番1号
(毎朝発行) 1日課(1155円)

◎ 朝日学生新聞社 1996

ASA朝日新聞販売所

発効から2年半 大阪でフォーラム

「子どもの権利条約」を日本が守ること
を約束して二年半、条約が守られているか
どうか、守られるためにはどうすればいい
かを話し合う「子どもの権利条約フォーラ
ム第一」（事務局・国際子ども権利センタ
ー）が九、十日の二日間、大阪で開催され
ました。全国から集まった市民団体や子ども

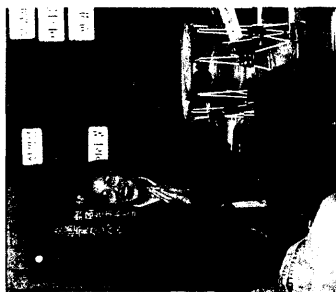
た約三百人が、テーマごとにそれぞれの権
利の美点を報告。日本政府が国連に提出し
た報告書はありのままをつたえていないと
して、参加者は「もうひとつの報告書」つ
くりを力を合わせていくことになりました。

(松本 宏樹)

フオという人は一九
九三年から毎年阪
れ、こととして四回
目。これまでは東京
で開かれていました
が、地域によってか
かえている問題がら
がうなめ、ことしは
大阪に場所をうつし
ました。大阪は、日

本でもっとも多くの
住日韓人・朝鮮人の
子どもたちがくらし
ている地域です。分
科会でも不登校の問
は、本名ではなく日
本名を使っている子
どもたちがほとんど
です。
分科会「おもしろ

またまたの実態報告を



「一日民族学級」で
学5年生向けの授業
する大阪市の民族学
講師、李玟玟さん

で、人間
として又
はてなみ
たいにい
ひらひら
き、思重虐待などの
テープで分科会が開
かれ、条約の守られ
ていない現状が報告
されました。

けるの 子どもの権利条約
いのですよ を批准した国は、発
元は誤な 効から三年以内に、
しました。 報告書を国連子ども

つとめた
りーライタ
一の郡様さ
んは、小学
年の批准した日本

は、この五月に提出しました。

フオーラムでは、政府報告書に書かれていない事実の確

利の実態と問題点が、
ちかびあがりまし
た。参加した各団体
は、日本の報告書が

かんとう
われるんで
すよ。学校
に行か行
する考えです。

なにかが、決まるといふ。主たるものが決まるといふ。それが保つてな太田提督が、特に入念に、見ると、見るこ

ホームページ
http://www.asahi.com/

しなちは、
いないんで

朝日小学生新聞
1996年11月15日

題とともに、「在日
の子どもたちへの民
族教育」が関心を集
めました。

●民族教育

[illegible]

利を保障していま
 す。しかし、日本の
 学校に通う在日韓
 ・朝鮮人の子どもた
 五年生に教
 えている授
 業をひろ
 しました。

ちへの民族教育は、
もつとも進んでいる
といわれる大阪市で
さき、週に一回てい
くば、この民族教育

韓国・朝鮮
の文字やあ
いさづ、菜
器などを紹
介するとい

子へ不

を聞いていてるにすぎ
ません。普通学級で
みんな「いろ
んな国の人
びとの文化
を、おもし
に在るの
さいにち

ラムの分科会「日韓民族
学苑」に参加し、韓国
の歴史を口述する小学生、
いずれも大阪府大阪市中央
区のうこ太大阪で

た。

●不登校

「学校に行かなく

は、さ
ね、⁴嫌⁴
から江
司会

いはい 周開

親には敵になっ
てしまっただけで
しなかつた」・不
登校をテーマにした
分科会で、登校拒否

ネットワーク広島の
代表、藤田豊子さん
(十七歳) はいま
した。

藤田さんはいま、
登校拒否をテーマに
した『ニコニコ謎「遊
びのページ」の編集
グループのメンバー

うして活躍していま
す。「やうに自分の
ことを肯定できるよ
うになりましたが、

学校に行かないと 死ぬ

を推薦した国は、翌
効から三年以内に、
報告書を国連手とも
の地利委員会に提出

りーライタ
一の郡様だ
んは、小学
四年生の長
男が、

「おかしな話です。娘さんと公園に行くと『学校に行っていない』と、利の素顔と問題点が

うかびあがりました。参加した各団体は、日本の報告書が権利委員会へ審査さ

れるんで
すよ。学校
に行くか行
かないかは
自分で決ま
る考えです。

1. 10月1日現在、**1000**人以上の被害者が出た。

朝日小学生新聞

1996年11月15日

朝日新聞
1996年11月10日



模擬討論で、子どもの人権を考える参加者たち。中央区森ノ宮中央二丁目

子どもの権利条約

内容実現へ方策探る

中央区で市民ら模擬討論も

子どもの「権利」を考える「子どもの権利条約フォーラム'96」が九日、中央区森ノ宮中央二丁目のアビオ大阪で始まった。全国から市民団体のメンバー約三百人が参加し、三年余りに日本が批准した国連の「子どもの権利条約」を、より実効あるものとするための方策を探った。

フォーラムは、非政府組織（NGO）の国際子ども権利センター（大阪）と子どもの権利条約ネットワーク（東京）が呼びかけて開き、今回で四回目。

条約は、意見表明や教育への権利など、子どもたちに幅広い権利を保障している。基調講演の中で、同ネットワークの豊田明人・代表委員は「条約の内容実現のために私たちができたことを、まず褒めたい。政府や自治体とも対話を進めた」と訴えた。

続いてNGOのメンバーらが、問題点を浮かべながら、

最終日の十日は、政府が今年五月に国連に出した報告書や、アジア諸国などの子どもの買春の問題などについて話し合う。

子どもの権利条約

政府報告や実態考えよう

9、10日大阪でフォーラム

いじめや体罰、不登校、児童虐待など、子どもたちが抱える問題に取り組み人たちが全国から集う「子どもの権利条約フォーラム'96」が九、十に提出された日本政府の報告書の内容を検討するほか、子どもの自己決定権を大切にして開かれる。今年五月に国連

条約は「報告書は、理念や報告制度の意味がわかっていない。アジア民族や在外日本人の子ども、日比国語児、障害児の言及もなく、意図的に省く」と話す。九日に休会として、「模範・国連子どもの権利委員会」を開く。国連の同委員会

や動きをずっと見守っている平野浩一さんを中心に、政府報告の問題点を検証する。十日は議題別分科会で、独自の活動をする「きのくに子どもの村学園」や豊中第十一中学の取り組みや、兵庫県川西市の「子ども議会」、市民団体に児童虐待防止プログラムの紹介、子どもに対する買春問題などの報告と討論がある。

朝日新聞
1996年11月5日

政府の取り組みは？

子どもの権利条約で何が変わったかを考える「子どもの権利条約フォーラム'96」(子どもの権利条約フォーラム'96)「子どもの権利条約フォーラム'96」実行委員会主催、大阪府、ユニセフ後援が九、十両日、大阪府中央区森ノ宮のアビオ大阪で開かれる。

子どもは「意見表明権」差別の禁止などをつたう同条約は、九八年、国連で採択された。日本では一年前に発効し、政府は今年五月、この条約に則して、どんな取り組みをしてきたかを報告書にまとめた。

フォーラムで課題探る

どう評価されるかシミュレーションする十日は教育環境、虐待防止、在日コリアンをマフィアライターの子どもたち、子ども貧困、子ども被害などの分科会に分かれ、それぞれの課題を話し合う。参加費大人千五百円、子ども千四百円、十八歳未満の子ども五百円、五百千円。申し込みは「アビオ大阪」に住所氏名、年齢、参加希望分科会を記入して、〒554大阪府北区本東一の一八の二四、国際子ども権利センター(ラック06・34117804)へ。

読売新聞
1996年11月8日

- CWA日本委員会
- DCI日本支部
- GITC (グローブ・インターナショナル・ティーチャーズ・サークル)
- HIVと人権・情報センター大阪
- IPA日本支部
- IYFジャパン
- JEC (Joyful English Club)
- NGO活動推進センター
- NGO外国人救援ネット
- NGO福岡ネットワーク
- アーユース＝仏教国際協力ネットワーク
- 明石書店
- アジア・ボランティア・センター
- (社)アジア協会アジア友の会
- アジア子どもの会
- アジアに学ぶ会
- アフリカ教育基金の会
- A SEED JAPAN
- WOMEN'S CONCERN
- WOMEN'S MESSAGES
- 浦安市国際交流協会
- 浦安在住外国人会
- 大阪国際文化協会
- (財)大阪国際平和センター
- 大阪自然教室
- 大阪人権博物館
- (社)大阪府社会福祉協議会
- 大阪府同和教育研究協議会
- 大阪ボランティア協会
- (財)岡山YMCA
- 関西共同行動
- 開発教育協議会
- (社)神奈川人権センター
- カバタアン
- カラバオの会
- 関西NGO協議会
- 関西NGO情報センター市民の集い
- 関西国際交流団体協議会
- 関西大学久保田ゼミ
- 学校災害から子どもを守る全国連絡会
- 京口スコラ
- (財)京都ユースホステル協会
- 矯風会児童教育部
- 行政書士入管手続研究会
- (株)グローブインターナショナル
- (財)ケア ジャパン
- (株)経済春秋社 (GlobalAge誌)
- 現代座
- (財)神戸YMCA
- 神戸学生青年センター
- 国際子どもネットワーク
- (社)国際精神里親運動部
- 国際理解・社会教育研究所コスモポリタン
- 心のネット、海と風の宿、やんばる福祉ネット
- 子どもの権利条約をよむ会
- 子どもの権利条約「熊本の会」
- 子どもの人権埼玉ネット
- 子どもの人権連
- 桜井・法貴グローバル教育研究所
- ささえあい医療人権センターCOML
- 三洋電機労働組合
- 参加のデザイン研究所
- シャプラニール＝市民による海外協力の会
- シャプラニール南大阪
- 市民外交センター
- 市民グループ地球家族の会
- 市民フォーラム2001
- (社)セーブ・ザチルドレン・ジャパン
- 千里国際学園 大阪国際文化中学高等学校
- 曹洞宗国際ボランティア会
- 空・山・川総合研究所
- 多文化共生センター
- (財)たんぽぽの家
- 第3世界ショップ
- チェルノブイリ子ども基金
- 中卒、中退の子どもをもつ親のネットワーク
- 地域の国際交流を進める南河内の会
- 地球市民の会
- 帝塚山学院大学国際理解研究所
- ディサイド
- (株)デザインFF
- 東京YMCA (国際奉仕センター)

賛同個人

(社)東京育成園
 東京東チモール協会
 東和町国際交流協会
 所沢YMCA
 (財)豊田市国際交流協会
 豊中市同和教育研究協議会
 とよなか地球市民ジュニアの会
 ながさき国際理解教育センター
 長野県子どもの権利条約の会
 名古屋NGOセンター
 (財)名古屋国際センター
 日比混血児(JFC)を支えるネットワーク
 (財)日本YMCA同盟
 (社)日本キリスト教海外医療協力会
 日本国際ボランティアセンター
 (社)日本国際民間協力会
 日本子どもを守る会
 日本消費者連盟
 日本ネットワークズ会議
 (社)日本フィランソロピー協会
 熱帯雨林保護団体
 ネグロスキャンペーン京都
 ハイスクールフェスティバルin埼玉OB・OG係
 反差別国際運動日本委員会
 バルゴマイラ母子を支える会
 パレスチナ子どものキャンペーン
 ピナツボ・アエタ教育里親プログラム
 フィリピンのこどもたちの未来のための運動
 ぷらんねっと
 ベトナムの子どもたちを支援する会
 ホリスティック教育研究会
 緑のサヘル
 (財)箕面市国際交流協会
 民族教育文化センター
 ムジカ工房
 横浜YMCA
 横浜教区滞日外国人と連帯する会
 RINK

(120団体)

赤池悦子
 網野利夫
 一番ヶ瀬康子
 岩崎長久
 岩田直子
 大脇雅子
 岡崎裕
 喜多明人
 北千加子
 北村智恵
 工藤信一
 小平由起
 児玉勇二
 後藤安子
 酒井信雄
 佐々木光明
 篠崎俊博
 鈴木はつみ
 田野はるか
 津田玄児
 中田朋子
 中村崇
 西田
 長谷川孝
 濱田広道
 林量俣
 朴君愛
 飛田雄一
 平野健一郎
 福田真弓
 藤木武夫
 藤木円香
 藤田三郎
 堀越由美子
 松田まゆみ
 南博
 山田由紀子
 尹卿恵
 吉永省三
 好光紀

(敬称略、39名)

国際子ども権利センター

大阪市北区茶屋町2-30 5F 〒530
TEL 06-375-5466 FAX 06-371-7804

子どもの権利条約ネットワーク

東京都港区海岸1-6-1-831 〒105
TEL 03-3433-7990 FAX 03-3433-7369

A R C

東京都千代田区猿楽町2-3-1 萩原ビル4F 〒101
TEL 03-5281-3455 FAX 03-5281-3455

アムネスティ日本支部関西連絡会

大阪市北区中津3-17-5 城ビル2F 〒531
TEL 06-376-1496 FAX 06-378-1340

エクパット・ジャパン関西

八尾市桂町2-3-1-5 (森方) 〒581
TEL 0729-98-0407 FAX 0729-98-0407

大阪高校生平和ゼミナール

豊中市利倉東1-3-13 〒561
TEL 06-863-8653 FAX 06-863-4653

大阪府在日外国人研究協議会

八尾市高美町6-151 八尾市立高美南小学校内 〒589
TEL 0729-94-5634

大阪YWCA

大阪市北区神山町11-12 〒530
TEL 06-361-0838 FAX 06-361-2997

K M J 研究センター

大阪市天王寺区東上町8-36 ノーリンビル東上町401 〒543
TEL 06-775-4301 FAX 06-775-2160

子ども情報研究センター

大阪市北区天神橋3-9-27 PLP会館3F 〒530
TEL 06-351-8107 FAX 06-351-8108

在日韓国民主人権協議会

大阪市生野区鶴橋3-6-24 〒544
TEL 06-715-2651 FAX 06-715-2652

在日コリアン人権協会

大阪市天王寺区東上町8-36 〒543
TEL 06-775-2185 FAX 06-775-2160

ティーンズメッセージ from はらっぱ

和歌山県橋本市光陽台2-1-16 〒648
TEL 0736-36-1547 FAX 0736-36-1547

(財)とよなか国際交流協会

豊中市北桜塚3-1-28 〒560
TEL 06-843-4343 FAX 06-843-4375

民族教育促進協議会

大阪市天王寺区堂ヶ芝1-11-13 大商ビル4F 〒543
TEL 06-779-4944 FAX 06-779-4905



日本評論社

こどもの権利

関連書

けんり

こどもの権利

小学生向

子どもの権利

中・高校生向

小笠 毅 監修 アンダーションイラスト

「子どもの権利条約」を子どもたち自身のものに！ 条約のおもな内容を、子どもにも十分理解できるようにやさしいことばとイラストで紹介する。スウェーデンの子どもたちに配布されている『わたしの権利』を翻訳。

4-535-56011-0, 56012-9 '95

A 5 変型判 (小学生向) 824 円 (中・高校生向) 927 円

子どもの権利教育マニュアル

グローバルな活動事例と日本の実践報告

Perspectives on childhood: An Activity file

D. セルビー・G. パイク 著 河内徳子・喜多明人・林 量俣・岩川直樹 訳

子どもの権利条約の精神を学校でいかに根づかせるかは、今日の時代の要請である。本書は、21 のプラクティスを通して生徒にアイデンティティや権利・義務の態度・スキルを育む教材である。日本の教室での実践報告も収載。

4-535-56013-7 '95

A 5 判 260 頁 2,000 円

解説 子どもの権利条約

〔第2版〕

永井憲一・寺脇隆夫 編

「子どもの権利条約」を解説する基本書的存在として、幅広く読まれてきた本書（旧版）が指摘していた問題点は解決されてはならず、本書の価値はいまだに高い。条約が批准された機会に必要な改訂を加えた。

4-535-56007-2 '94

B 6 判 236 頁 1,442 円

「子どもの権利条約」は、子どものための世界の約束！

よくわかる「子どもの権利条約」事典

まんがで学習 シリーズ最新刊!!

喜多明人・文／内田玉男・画

「子どもの権利条約」は、子どもの権利を守るためにつくられた、世界中の国と国との約束です。日本も、1994年4月に条約にくわりました。この本は、身近な子どもの生活の中から、子どもの権利にかかわるテーマを、まんがと文章でわかりやすくまとめたものです。

定価1,200円(本体1,165円)



あかね書房

東京都千代田区西神田3-2-1
〒101 TEL.03-3263-0641

おとなのための子どもの権利条約

—新しい発想これからの実践—

鈴木祥蔵／桂 正孝／森 実 編

条約がうたう「子どもが主体」「子どもとおとなは対等」を鍵に、全く新しい子ども—おとな関係が見えてくる。全ての親・教師に捧げる一人で始められる発想と実践のヒント集。

四六判 233頁 定価1,700円＋税51円

人権の授業をつくる

奈良県同和教育研究会／大阪府同和教育研究協議会／大阪市同和教育研究協議会 編
部落問題を軸にすえた人権教育・学習をどう創り進めていくか。清掃労働、食肉業、水平社宣言、結婚差別などの教材や指導計画、授業展開に資料を添えた小・中学校実践集。

A5判 241頁 定価2,000円＋税60円

AIDSをどう教えるか

五島真理為監修／尾藤りつ子編集代表

B5判 146頁 定価2,000円＋税60円

偏見の根強いHIV／AIDS問題を新聞記事、感染者や患者・家族の手記、団体の活動などの多方面からの切り込みで解説。共生の社会実現に向けて考える格好の教材集。

あした元気になあれ —^{ムラ}部落に生まれてよかった—

松村智広 著

四六判 224頁 定価1,500円＋税45円

文字を書けない祖母や父を責め、部落を隠して苦しんだ日々。差別を乗り越えた道筋と、部落への誇りをユーモラスに綴る。

マサヒロ

作／田中文字子 絵／伊藤秀男 A5変型判 184頁 定価1,500円＋税45円

現代社会からドロップアウトし、差別と偏見の中を飄々自在に生きるマサヒロと少年達のたくましい姿をシャープなタッチで描く。小学校中・高学年向き児童文学。

部落解放文学賞入選、日本児童文学者協会新人賞受賞

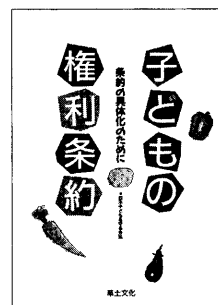
大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL06-561-5273 FAX06-568-7166

解放出版社

東京都千代田区神田神保町1-9
TEL03-3291-7586 FAX03-3293-1706

子どもの権利条約

— 条約の具体化のために —



★ 地球的規模の運動の流れを!!
① 子どもの権利条約のなかで、も
っとも身近な一項目と権利を守
る仕掛けの四項目を挙げて解説。
② 高校生の意見表明・社会参加の
紹介。
③ 子どもの権利条約に関する自治
体のとりくみを紹介。
日本子ども権利協会 編 1200円

学校災害ハンドブック



学校災害年間150万件時代!
子どもが事故にあったとき、あな
たは教職員として、学校として、
その子どもや父母にどう対応しま
すか?
心の通じる救済をめざす方への、
具体的なガイドブック!
喜多明人 著 1000円

子ども白書

1996年版

〔主な内容〕
特集Ⅱ自分づくりの危機 奪われる子ども期
人生における子ども期とは、子どもたちの声、子どもの異
常/感性があふない、人格形成があふない/失われる仲
間、遊び、創造力/子どもの多文化/子どもの管理/超早
期教育/受験産業の中で/現代日本社会における子ども・
青年期/教育の構造/豊かな子ども期を守るために
データで見るこの一年 子どもと健康/家庭/福祉/学
校/地域/文化/司法/地球環境
子ども最前線 オウム事件のなかで/かたの/とまらな
い/いじめ事件/大震災の残した/子どもの虐待と予
育/不安/HIV訴訟/児童福祉法改正をめぐって/「合
校」論の示す学校解体論/家庭裁判所・少年法改正問題/
高校問題
特論 米軍基地と子どもの人権/市民レベルでの子どもの
権利条約の検証
A5判並製/342ページ/定価2400円

表示の価格は税込みです

草土文化

〒162 東京都新宿区早稲田鶴巻町560-8

TEL03 (3204) 4811 (代) 振替・00150-9-46122

ホーンブック 教育法

神田 修 編集
兼 子 仁

A5判 上製 定価2200円

教育法とは何かにはじまり、その展開と基本原理を平易
に概説し、加えて学校、教育行財政、環境、教職員、学
校事故などに関し随所にコラム、写真等を挿入して簡潔
に解説する。法学・教育学関係学生の最新の好テキスト。

兼子仁・神田修編著 二二〇〇円
教育法規事典・追補版

古澤頼雄編著 一八〇〇円
教育心理学へのアプローチ

四方・川本・磯辺著 二〇〇〇円
教養教育学・改訂版

志村・中谷・浪本編 一五〇〇円
ハンディ教育六法・改訂版

岩本・志村・田村・浪本編 二四〇〇円
新版 史料道徳教育の研究

神田 修他編著 二二〇〇円
現代教育の課題

肥田野直編著 二〇六〇円
教育心理学の展開

三井善止編著 二二〇〇円
生と死の教育学

中谷 彪著 一九〇〇円
風土と学校文化

ホーンブック 教育行政学

現代教育学を学ぶ 神田修他編著
定価二四〇〇円

教育とは何か、その原点を探り国際的な視野を含む社会
や制度としての教育面の基本的事項を平易に解説する。

北 樹 出 版

発売 学文社

● 価格には消費税が含まれています。

・ 東京都目黒区中目黒1-2-6 〒153 TEL (03) 3715-1525

“主役は子ども”の時代がやってきた!!

わたしたちの独立宣言



—子どもの権利条約—

喜多明人・著

1994年、日本でも「子どもの権利条約」が、批准された。
——でも、本当のところ、子どもの権利って、何なの
だろう？ また、この条約によって、何が変わるのだろ
う？ この条約をわかりやすく解説しました。

定価1,200円(税込)

〒160/東京都新宿区須賀町5
電話03(3357)2211(代表)

ポプラ社

子どもの権利条約フォーラム'96報告書

1997年7月10日

〔編集・発行〕 子どもの権利条約フォーラム'96実行委員会

〔連絡先〕 国際子ども権利センター

〒530 大阪市北区茶屋町2-30 5F TEL 06(3 7 5)5466/FAX 06(3 7 1)7804

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸1-6-1-831 TEL 03(3433)7990/FAX 03(3433)7369

© 子どもの権利条約フォーラム'96実行委員会